

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

【様式2】

(独立行政法人水資源機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成25年度高崎線鴻巣・北鴻巣間横断部武蔵水路改築工事の施行に関する委託契約 (埼玉県鴻巣市赤見台・箕田地先) 平成25年4月1日～平成26年3月31日) 土木一式工事	契約職 副理事長 岩村 和平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成25年5月7日	東日本旅客鉄道(株) (群馬県高崎市)	本工事は、武蔵水路改築事業(14.5km)のうち、J高崎線横断部約100M区間の水路改築等を実施するものである。JR高崎線横断部の水路改築においては、鉄道施設に近接してJR高崎線橋梁桁下等で施行する必要があることから、鉄道の運行主体である東日本旅客鉄道株式会社が本工事を確実に実施することができる唯一の機関と判断される。(工事請負契約事務処理要領第5条第4項一号)	1,077,510,000	1,077,510,000	100.0%	—	本工事は、武蔵水路改築事業(14.5km)のうち、J高崎線横断部約100M区間の水路改築等を実施するものである。JR高崎線横断部の水路改築においては、鉄道施設に近接してJR高崎線橋梁桁下等で施行する必要があることから、鉄道の運行主体である東日本旅客鉄道株式会社が本工事を確実に実施することができる唯一の機関と判断される。	12	
本社フロア原状回復等工事 (埼玉県さいたま市中央区) 平成25年6月22日～平成25年9月30日 建築工事一式	契約職 副理事長 岩村和平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成25年6月21日	鹿島建設(株)	本業務は、平成25年9月をもって本社賃貸フロア9階、10階の賃貸借期間が満了し、貸主に原状回復のうえ返還することから、必要となる工事等を行うものである。 当該業者は、当ビル管理事務所から定期建物賃貸借契約に基づく原状回復等に関する工事の施行業者に指定されているため、随意契約を締結するもの。(工事請負契約の契約事務処理要領第5条第4項第一号)	118,072,500	116,700,000	98.84%	—	本業務は、平成25年9月をもって本社賃貸フロア9階、10階の賃貸借期間が満了し、貸主に原状回復のうえ返還することから、必要となる工事等を行うものである。 当該業者は、当ビル管理事務所から定期建物賃貸借契約に基づく原状回復等に関する工事の施行業者に指定されているため、随意契約を締結するもの。	5	
平成25年度第一導水路及び第一揚水機場の共同工事(房総導水路) (千葉県香取市大字佐原口～大字佐原木地先) 平成25年4月1日～平成26年3月31日 土木一式工事	契約職 副理事長 岩村 和平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成25年4月1日	農林水産省関東農政局 (埼玉県さいたま市中央区)	関東農政局長との間で締結された「国営両総地区土地改良財産と水資源開発施設(房総導水路)との共有物件のうち第一導水路及び第一揚水機場の共同工事に関する協定書」に基づき実施される共同工事について、平成25年度分の負担金の相応する部分の施行を委託するものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)	300,000,000	300,000,000	100.00%	—	関東農政局長との間で締結された「国営両総地区土地改良財産と水資源開発施設(房総導水路)との共有物件のうち第一導水路及び第一揚水機場の共同工事に関する協定書」に基づき実施される共同工事について、平成25年度分の負担金の相応する部分の施行を委託するものである。	1	
平成25年度 小石原川ダム工用道路工事外合併施行に関する委託契約 (福岡朝倉市黒川西原地先から福岡県朝倉郡東峰村大字小石原字塔ノ瀬地先まで)	契約職 副理事長 岩村 和平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成25年6月4日	福岡県 (福岡県福岡市博多区東公園)	平成19年11月30日付けで締結された「主要地方道朝倉小石原線、一般県道塔ノ瀬十文字小郡線、一般県道安谷赤谷線改良事業と小石原川ダム工用道路工事との合併施行に関する基本協定書」に基づく受委託契約であるため。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)	2,120,000,000	2,120,000,000	100.00%	—	平成19年11月30日付けで締結された「主要地方道朝倉小石原線、一般県道塔ノ瀬十文字小郡線、一般県道安谷赤谷線改良事業と小石原川ダム工用道路工事との合併施行に関する基本協定書」に基づく受委託契約であるため。	4	

西浦湖岸堤浮島工区応急復旧工事 (茨城県稲敷市浮島) 平成25年4月5日～平成25年5月24日 土木一式工事	分任契約職 利根川下流総合管理所長福井正泰 (茨城県稲敷市上之島)	平成25年5月8日	キムラ工業(株) (茨城県牛久市)	平成25年4月3日に発生した前線降雨及び強風により湖岸堤法面が浸食崩壊し、堤防機能を失った湖岸堤を早急に機能回復するため、応急復旧工事を実施したものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	3,811,500	3,570,000	93.66%	—	平成25年4月3日に発生した前線降雨及び強風により湖岸堤法面が浸食崩壊し、堤防機能を失った湖岸堤を早急に機能回復するため、応急復旧工事を実施したものである。	13	
平成25年度豊川用水二期事業石綿管除去対策に係る業務 (豊川用水二期事業石綿管除去対策のうち、馬越支線ほか20支線) 平成25年4月1日～平成26年11月30日 土木一式工事	独立行政法人水資源機構契約職 中部支社長 勝山達郎 (名古屋市中区三の丸一丁目2番1号)	平成25年4月1日	愛知県 (名古屋市中区三の丸三丁目1番2号)	愛知県との間で締結した「豊川用水二期事業石綿管除去対策に係る業務の受委託に関する基本協定書」に基づき、関連事業主体である愛知県に委託して施工するものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第一号)	2,324,000,000	2,324,000,000	100.00%	—	愛知県との間で締結した「豊川用水二期事業石綿管除去対策に係る業務の受委託に関する基本協定書」に基づき、関連事業主体である愛知県に委託して施工するものである。	4	
平成25年度豊川用水二期事業石綿管除去対策に係る業務 (豊川用水二期事業石綿管除去対策のうち、白須賀支線ほか1支線) 平成25年4月1日～平成26年11月30日 土木一式工事	独立行政法人水資源機構契約職 中部支社長 勝山達郎 (名古屋市中区三の丸一丁目2番1号)	平成25年4月1日	静岡県 (静岡市葵区追手町9番6号)	静岡県との間で締結した「豊川用水二期事業石綿管除去対策に係る業務の受委託に関する基本協定書」に基づき、関連事業主体である静岡県に委託して施工するものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第一号)	500,000,000	500,000,000	100.00%	—	静岡県との間で締結した「豊川用水二期事業石綿管除去対策に係る業務の受委託に関する基本協定書」に基づき、関連事業主体である静岡県に委託して施工するものである。	4	
平成25年度 レーダ雨量計修繕工事	独立行政法人水資源機構契約職 中部支社長 勝山達郎 (名古屋市中区三の丸一丁目2番1号)	平成25年4月1日	国土交通省中部地方整備局 (名古屋市中区三の丸二丁目5番1号)	国土交通省中部地方整備局との間で締結した「レーダ雨量計の修繕に関する協定書」に基づき、国土交通省中部地方整備局に委託して施工するものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第一号)	36,066,796	36,066,796	100.00%	—	国土交通省中部地方整備局との間で締結した「レーダ雨量計の修繕に関する協定書」に基づき、国土交通省中部地方整備局に委託して施工するものである。	1	
愛知用水管路設備整備等業務	分任契約職 愛知用水総合管理所長 石村 忍(愛知県愛知郡東郷町)	平成25年4月18日	愛知用水土地改良区 (愛知県大府市中央町)	支線水路周辺の地理、地形、施設位置、施設構造、隣接地権者等の地元状況に精通し、支線水路における確実な用水供給を確保しながら施設の現状等を踏まえた整備設計の策定能力を有して者である。また支線水路の管理と緊密に連携し的確に配水管理を行うとともに配水に対する苦情対応等を的確、公平に処理しながら施設整備を円滑かつ適切に実施できる唯一の者であるため。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)	47,250,000	47,250,000	100.00%	—	支線水路周辺の地理、地形、施設位置、施設構造、隣接地権者等の地元状況に精通し、支線水路における確実な用水供給を確保しながら施設の現状等を踏まえた整備設計の策定能力を有して者である。また支線水路の管理と緊密に連携し的確に配水管理を行うとともに配水に対する苦情対応等を的確、公平に処理しながら施設整備を円滑かつ適切に実施できる唯一の者であるため。	12	
群馬用水緊急汚染事業費用対効果算定業務 (群馬県前橋市古市町) 平成25年4月26日～平成25年5月24日 設計業務	分任契約職 群馬用水管理所長 香岐 宏 (群馬県前橋市古市町)	平成25年5月23日	(株)菱エンジニアリング関東支社 (埼玉県さいたま市浦和区高砂)	農水省からの資料提出期限までに短期間で確実に資料を作成するためには、当該資料作成に係る内容を把握している必要があるため、前年度に同種業務を実施した者より緊急対応が可能との回答があったため、随意契約を行うものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	4,420,500	787,500	17.81%	—	農水省からの資料提出期限までに短期間で確実に資料を作成するためには、当該資料作成に係る内容を把握している必要があるため、前年度に同種業務を実施した者より緊急対応が可能との回答があったため、随意契約を行うものである。	13	

<p>豊川総合用水地区設計施工支援業務 (愛知県豊橋市他4市) 平成25年4月2日～平成26年3月24日 設計業務</p>	<p>分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)</p>	<p>平成25年4月1日</p>	<p>豊川総合用水土地改良区 (愛知県豊橋市今橋町)</p>	<p>豊川用水地区においては、石綿管除去対策の対象となる支線水路の管理を豊川総合用水土地改良区が実施しており、日頃から漏水事故への対応や、補償工事における地元説明・地権者との協議・調整、組合員からの情報等を通じて地域事情に精通している。豊川用水二期事業の石綿管除去対策においては、膨大な数の地元説明や地権者との協議・調整等を円滑に実施することが不可欠であるため、地域事情に精通した同土地改良区に地元説明や用地・補償交渉への立会や、土地使用承諾の徴収等を委託するものであり、同改良区が当該業務を実施できる唯一の団体である。</p>	<p>50,746,500</p>	<p>47,638,500</p>	<p>93.88%</p>	<p>—</p>	<p>豊川用水地区においては、石綿管除去対策の対象となる支線水路の管理を豊川総合用水土地改良区が実施しており、日頃から漏水事故への対応や、補償工事における地元説明・地権者との協議・調整、組合員からの情報等を通じて地域事情に精通している。豊川用水二期事業の石綿管除去対策においては、膨大な数の地元説明や地権者との協議・調整等を円滑に実施することが不可欠であるため、地域事情に精通した同土地改良区に地元説明や用地・補償交渉への立会や、土地使用承諾の徴収等を委託するものであり、同改良区が当該業務を実施できる唯一の団体である。</p>	<p>12</p>	
<p>湖西用水地区設計施工支援業務 (静岡県湖西市市内) 平成25年4月16日～平成26年3月24日 設計業務</p>	<p>分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)</p>	<p>平成25年4月15日</p>	<p>湖西用水土地改良区 (静岡県湖西市)</p>	<p>湖西用水地区においては、石綿管除去対策の対象となる支線水路の管理を湖西用水土地改良区が実施しており、日頃から漏水事故への対応や、補償工事における地元説明・地権者との協議・調整、組合員からの情報等を通じて地域事情に精通している。豊川用水二期事業の石綿管除去対策においては、膨大な数の地元説明や地権者との協議・調整等を円滑に実施することが不可欠であるため、地域事情に精通した同土地改良区に地元説明や用地・補償交渉への立会や、土地使用承諾の徴収等を委託するものであり、同改良区が当該業務を実施できる唯一の団体である。</p>	<p>4,777,500</p>	<p>4,725,000</p>	<p>98.90%</p>	<p>—</p>	<p>湖西用水地区においては、石綿管除去対策の対象となる支線水路の管理を湖西用水土地改良区が実施しており、日頃から漏水事故への対応や、補償工事における地元説明・地権者との協議・調整、組合員からの情報等を通じて地域事情に精通している。豊川用水二期事業の石綿管除去対策においては、膨大な数の地元説明や地権者との協議・調整等を円滑に実施することが不可欠であるため、地域事情に精通した同土地改良区に地元説明や用地・補償交渉への立会や、土地使用承諾の徴収等を委託するものであり、同改良区が当該業務を実施できる唯一の団体である。</p>	<p>12</p>	
<p>平成25年度桑原川水位維持施設操作等業務 (岐阜県羽島市桑原町) 平成25年4月1日～平成26年3月31日 現場技術業務</p>	<p>分任契約職 長良川河口堰管理所長 村尾浩太 (三重県桑名市市長島町)</p>	<p>平成25年4月1日</p>	<p>岐阜県羽島市 (岐阜県羽島市竹鼻町)</p>	<p>本業務は、「長良川河口堰に関する施設管理規程」第22条第1項に「桑原川水位維持施設の操作等の業務の委託に関する協定書」を締結していることにより岐阜県羽島市に委託しているものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)</p>	<p>9,292,500</p>	<p>7,927,500</p>	<p>85.31%</p>	<p>—</p>	<p>本業務は、「長良川河口堰に関する施設管理規程」第22条第1項に「桑原川水位維持施設の操作等の業務の委託に関する協定書」を締結していることにより岐阜県羽島市に委託しているものである。</p>	<p>4</p>	
<p>高須輪中浸透水監視等業務 (岐阜県海津市海津町) 平成25年4月1日～平成26年3月31日 地質・土質調査</p>	<p>分任契約職 長良川河口堰管理所長 村尾浩太 (三重県桑名市市長島町)</p>	<p>平成25年4月1日</p>	<p>高須輪中土地改良区 (岐阜県海津市海津町)</p>	<p>本業務は、岐阜県及び高須輪中土地改良区連合と水資源公団(現水資源機構)の間に締結した「高須輪中地域の排水対策工事に関する協定」(以下「協定」という。))に基づき、施工された浸透水対策の機能確認として、状況把握を行うとともに地元関係機関の調整等諸手続きを行うものである。 上記法人は、当該地区の土地を農地として利用し状況を日々観測しており、その利用状況を過去からの経緯を含めて詳細に把握していることから本業務を効率的かつ速やかに実施できる唯一の法人であり委託するものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)</p>	<p>3,097,500</p>	<p>3,097,500</p>	<p>100.00%</p>	<p>—</p>	<p>本業務は、岐阜県及び高須輪中土地改良区連合と水資源公団(現水資源機構)の間に締結した「高須輪中地域の排水対策工事に関する協定」(以下「協定」という。))に基づき、施工された浸透水対策の機能確認として、状況把握を行うとともに地元関係機関の調整等諸手続きを行うものである。 上記法人は、当該地区の土地を農地として利用し状況を日々観測しており、その利用状況を過去からの経緯を含めて詳細に把握していることから本業務を効率的かつ速やかに実施できる唯一の法人であり委託するものである。</p>	<p>12</p>	

<p>琵琶湖水質調査 (滋賀県大津市(琵琶湖流域)) 平成25年4月1日～平成26年3月31日 水質調査</p>	<p>分任契約職 琵琶湖開発総合 管理所長 青井 保男(滋賀県 大津市堅田)</p>	<p>平成25年4月1日</p>	<p>国土交通省近畿地方整備局 (大阪府大阪市中央区)</p>	<p>本調査は、琵琶湖の水質機構を解明する基礎資料とするため、赤潮等発生時期において原因生物であるウログレナ等の現地調査、夏期生物調査等を実施するものであり、昭和48年から、水資源機構と国土交通省で共同で実施している。水資源機構では、湖岸堤など構造物沿岸の水質状況の把握および水道取水の近辺の水質状況の把握など、琵琶湖開発事業の事後評価を行うため、琵琶湖の水質モニタリングを実施している。本調査は、琵琶湖全域の水質の状況をふまえた上で実施する必要がある。以上のことから、水資源機構分担分については国土交通省に委託することにより、琵琶湖全域の調査の精度を確保することができ、その調査結果をもつて的確に評価することができる。これらのことから、国土交通省は本調査を確実に履行できる唯一の組織である。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第一号)</p>	<p>29,598,450</p>	<p>29,598,450</p>	<p>100.00%</p>	<p>—</p>	<p>本調査は、琵琶湖の水質機構を解明する基礎資料とするため、赤潮等発生時期において原因生物であるウログレナ等の現地調査、夏期生物調査等を実施するものであり、昭和48年から、水資源機構と国土交通省で共同で実施している。水資源機構では、湖岸堤など構造物沿岸の水質状況の把握および水道取水の近辺の水質状況の把握など、琵琶湖開発事業の事後評価を行うため、琵琶湖の水質モニタリングを実施している。本調査は、琵琶湖全域の水質の状況をふまえた上で実施する必要がある。以上のことから、水資源機構分担分については国土交通省に委託することにより、琵琶湖全域の調査の精度を確保することができ、その調査結果をもつて的確に評価することができる。これらのことから、国土交通省は本調査を確実に履行できる唯一の組織である。</p>	<p>1</p>	
<p>琵琶湖赤潮・生物調査 (滋賀県大津市(琵琶湖流域)) 平成25年4月1日～平成26年3月31日 環境調査</p>	<p>分任契約職 琵琶湖開発総合 管理所長 青井 保男(滋賀県 大津市堅田)</p>	<p>平成25年4月1日</p>	<p>国土交通省近畿地方整備局 (大阪府大阪市中央区)</p>	<p>本調査は、琵琶湖の水質機構を解明する基礎資料とするため、赤潮等発生時期において原因生物であるウログレナ等の現地調査、夏期生物調査等を実施するものであり、昭和48年から、水資源機構と国土交通省で共同で実施している。水資源機構では、湖岸堤など構造物沿岸の水質状況の把握および水道取水の近辺の水質状況の把握など、琵琶湖開発事業の事後評価を行うため、琵琶湖の水質モニタリングを実施している。本調査は、琵琶湖全域の水質の状況をふまえた上で実施する必要がある。以上のことから、水資源機構分担分については国土交通省に委託することにより、琵琶湖全域の調査の精度を確保することができ、その調査結果をもつて的確に評価することができる。これらのことから、国土交通省は本調査を確実に履行できる唯一の組織である。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第一号)</p>	<p>23,050,650</p>	<p>23,050,650</p>	<p>100.00%</p>	<p>—</p>	<p>本調査は、琵琶湖の水質機構を解明する基礎資料とするため、赤潮等発生時期において原因生物であるウログレナ等の現地調査、夏期生物調査等を実施するものであり、昭和48年から、水資源機構と国土交通省で共同で実施している。水資源機構では、湖岸堤など構造物沿岸の水質状況の把握および水道取水の近辺の水質状況の把握など、琵琶湖開発事業の事後評価を行うため、琵琶湖の水質モニタリングを実施している。本調査は、琵琶湖全域の水質の状況をふまえた上で実施する必要がある。以上のことから、水資源機構分担分については国土交通省に委託することにより、琵琶湖全域の調査の精度を確保することができ、その調査結果をもつて的確に評価することができる。これらのことから、国土交通省は本調査を確実に履行できる唯一の組織である。</p>	<p>1</p>	

新宮ダム貯水池周辺斜面等観測業務 (愛媛県四国中央市新宮町内他) 平成25年4月2日～平成25年5月31日) 測量	分任契約職 池田総合管理 所長 加納 茂紀 (徳島県三好市池田町)	平成25年5月30日	(株)東建ジオテック松山支店 (愛媛県松山市和泉北)	平成25年度業務の発注にあたり、当該観測業務の内容及び現在の観測体制の維持継続方法について、調整・検討に時間を要したことから、観測が必要となる4月第1週目からの履行開始を行うための発注時期(2月中旬)を選じたため、平成24年度業務との空白期間が生じないよう、平成25年度当初観測(4月末まで)について、緊急を要する契約手続きにより発注することとしたものである。上記業者は、平成24年度の受注者であるため、本調査内容・方法等に関して熟知していることから、迅速かつ適切な観測ができるものと判断できる。したがって、本業務について上記業者と随意契約を行うものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	1,144,500	1,109,653	96.96%	—	平成25年度業務の発注にあたり、当該観測業務の内容及び現在の観測体制の維持継続方法について、調整・検討に時間を要したことから、観測が必要となる4月第1週目からの履行開始を行うための発注時期(2月中旬)を選じたため、平成24年度業務との空白期間が生じないよう、平成25年度当初観測(4月末まで)について、緊急を要する契約手続きにより発注することとしたものである。上記業者は、平成24年度の受注者であるため、本調査内容・方法等に関して熟知していることから、迅速かつ適切な観測ができるものと判断できる。したがって、本業務について上記業者と随意契約を行うものである。	13	
平成25年度本社自家用電気工作物点検業務	契約職 副理事長 岩村 和平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成25年6月6日	(株)ビル代行 (東京都中央区新富)	電源設備の点検においては、本社が入居しているLAタワーより、ビル電源設備の一元管理のため、当該業者と契約する旨、要請されているものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項一号)	—	1,433,250	—	—	電源設備の点検においては、本社が入居しているLAタワーより、ビル電源設備の一元管理のため、当該業者と契約する旨、要請されているものである。	5	
平成25年度利根川ダム統合管理業務	契約職 副理事長 岩村 和平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成25年4月1日	国土交通省関東地方整備局 (埼玉県さいたま市中央区)	「利根川上流ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、利根川上流ダム群の統合的な管理に必要な各ダムの操作に関する指示及び当該指示に関する業務を委託するものである。上下流を一元管理する河川管理者である国土交通大臣が行うことが合理的であることから、当該者に委託するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	178,885,000	—	—	「利根川上流ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、利根川上流ダム群の統合的な管理に必要な各ダムの操作に関する指示及び当該指示に関する業務を委託するものである。上下流を一元管理する河川管理者である国土交通大臣が行うことが合理的であることから、当該者に委託するものである。	1	
平成25年度利根川ダム放流警報施設の維持等	契約職 副理事長 岩村 和平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成25年4月1日	国土交通省関東地方整備局 (埼玉県さいたま市中央区)	「利根川ダム放流警報施設の維持等に関する協定書」に基づき、水資源機構と国土交通省の「共有施設」である矢木沢、奈良俣、藤原、相俣、園原ダムからの放流に伴う放流警報及びダム放流情報伝達装置の維持等を委託するものである。共有施設」の維持等については、一元的に行うことが効率的・合理的であり、施設が存在する下流河川区間を管理する当該長に委託するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	49,810,000	—	—	「利根川ダム放流警報施設の維持等に関する協定書」に基づき、水資源機構と国土交通省の「共有施設」である矢木沢、奈良俣、藤原、相俣、園原ダムからの放流に伴う放流警報及びダム放流情報伝達装置の維持等を委託するものである。共有施設」の維持等については、一元的に行うことが効率的・合理的であり、施設が存在する下流河川区間を管理する当該長に委託するものである。	1	

平成25年度荒川ダム統合管理業務	契約職 副理事長 岩村 和平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成25年4月1日	国土交通省関東地方整備局 (埼玉県さいたま市中央区)	「荒川水系ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、荒川水系ダム群の統合的な管理に必要な荒川水系ダム群の操作に関する指示及び当該指示に係る業務を委託するものである。上下流を一元管理する河川管理者である国土交通大臣が行うことが合理的であることから、当該者に委託するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	27,742,000	—	—	「荒川水系ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、荒川水系ダム群の統合的な管理に必要な荒川水系ダム群の操作に関する指示及び当該指示に係る業務を委託するものである。上下流を一元管理する河川管理者である国土交通大臣が行うことが合理的であることから、当該者に委託するものである。	1	
平成25年度霞ヶ浦開発に関する施設の管理業務(河川)	契約職 副理事長 岩村 和平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成25年4月1日	国土交通省関東地方整備局 (埼玉県さいたま市中央区)	「霞ヶ浦開発施設に関する施設管理規程」に基づき、常陸川水閘門小閘門等、湖岸堤等、利根川連絡水路、新横利根閘門機場及び水管理施設の操作等に関する業務を当該者に委託するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	449,853,000	—	—	「霞ヶ浦開発施設に関する施設管理規程」に基づき、常陸川水閘門小閘門等、湖岸堤等、利根川連絡水路、新横利根閘門機場及び水管理施設の操作等に関する業務を当該者に委託するものである。	1	
平成25年度霞ヶ浦開発に関する施設の管理業務(導水)	契約職 副理事長 岩村 和平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成25年4月1日	国土交通省関東地方整備局 (埼玉県さいたま市中央区)	「霞ヶ浦開発施設に関する施設管理規程」に基づき、常陸川水閘門小閘門等、湖岸堤等、利根川連絡水路、新横利根閘門機場及び水管理施設の操作等に関する業務をに委託するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	17,900,000	—	—	「霞ヶ浦開発施設に関する施設管理規程」に基づき、常陸川水閘門小閘門等、湖岸堤等、利根川連絡水路、新横利根閘門機場及び水管理施設の操作等に関する業務をに委託するものである。	1	
成田用水取水施設管理業務	分任契約職 千葉用水総合管理所長 吉岡敏幸 (千葉県八千代市村上)	平成25年4月1日	成田用土地改良区 (千葉県成田市寺台)	これまでの豊富な知見により取水ピーク時や渇水時における複数の分水口間及びファームポンド間の取水量調整に対応した揚水機場の運転監視操作を効率的かつ効果的に実施することができることから、本業務を適切かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	34,009,500	—	—	これまでの豊富な知見により取水ピーク時や渇水時における複数の分水口間及びファームポンド間の取水量調整に対応した揚水機場の運転監視操作を効率的かつ効果的に実施することができることから、本業務を適切かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。	12	
北総東部用水取水施設管理業務	分任契約職 千葉用水総合管理所長 吉岡敏幸 (千葉県八千代市村上)	平成25年4月1日	北総東部土地改良区 (千葉県香取市大角)	これまでの豊富な知見により取水ピーク時や渇水時における複数の分水口間及びファームポンド間の取水量調整に対応した揚水機場の運転監視操作を効率的かつ効果的に実施することができることから、本業務を適切かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	38,377,500	—	—	これまでの豊富な知見により取水ピーク時や渇水時における複数の分水口間及びファームポンド間の取水量調整に対応した揚水機場の運転監視操作を効率的かつ効果的に実施することができることから、本業務を適切かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。	12	

成田用水施設の特別管理に関する業務	分任契約職 千葉用水総合管理 所長 吉岡敏幸 (千葉県八千代市村上)	平成25年4月1日	千葉県 (千葉県千葉市中央区市場 町)	成田国際空港関連施設の一環として対象施設の状況を把握しており、機構直轄管理施設、千葉県委託管理施設及び千葉県造成施設の全体警備を一体的・一元的に実施することにより、千葉県管理施設と総合的な情報共有がなされ、同一レベルでの一元的な警備、的確な判断・迅速な対応が可能であることから、本業務を適切かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。(物品等の調達に関する約事務処理要領第4条第2項第1号)	-	4,675,183	-	-	成田国際空港関連施設の一環として対象施設の状況を把握しており、機構直轄管理施設、千葉県委託管理施設及び千葉県造成施設の全体警備を一体的・一元的に実施することにより、千葉県管理施設と総合的な情報共有がなされ、同一レベルでの一元的な警備、的確な判断・迅速な対応が可能であることから、本業務を適切かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。	4	
見沼代用水路等分水口・調節堰操作業務	分任契約職 利根導水総合事業 所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成25年4月1日	見沼代用水土地改良区 (埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲)	過去からの権利調整等の豊富な経験により取水ピーク時や渇水時等における複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。(物品等の調達に関する約事務処理要領第4条第2項第1号)	-	23,607,150	-	-	過去からの権利調整等の豊富な経験により取水ピーク時や渇水時等における複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。	12	
末田須賀堰監視等業務	分任契約職 利根導水総合事業 所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成25年4月1日	元荒川土地改良区 (埼玉県さいたま市岩槻区)	各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、また、過去からの権利調整等の経験を有していることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。(物品等の調達に関する約事務処理要領第4条第2項第1号)	-	6,972,000	-	-	各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、また、過去からの権利調整等の経験を有していることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。	12	
埼玉用水路分水口管理業務(羽生領地区)	分任契約職 利根導水総合事業 所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成25年4月1日	羽生領島中領用排水路土地改良区 (埼玉県羽生市上羽生)	受益地の水需要に連動した分水要請に対して適正な配水を行うために必要な各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、特に、過去からの権利調整等の豊富な経験により取水ピーク時や渇水時等における複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。(物品等の調達に関する約事務処理要領第4条第2項第1号)	-	9,282,000	-	-	受益地の水需要に連動した分水要請に対して適正な配水を行うために必要な各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、特に、過去からの権利調整等の豊富な経験により取水ピーク時や渇水時等における複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。	12	

邑楽用水路分水口管理業務(邑楽地区)	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成25年4月1日	邑楽土地改良区 (群馬県邑楽郡板倉町)	受益地の水需要に連動した分水要請に対して適正な配水を行うために必要な各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、特に、過去からの権利調整等の豊富な経験により取水ピーク時や渇水時等における複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。(物品等の調達に関する約事務処理要領第4条第2項第1号)	-	2,740,500	-	-	受益地の水需要に連動した分水要請に対して適正な配水を行うために必要な各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、特に、過去からの権利調整等の豊富な経験により取水ピーク時や渇水時等における複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。	12	
邑楽用水路分水口管理業務(利根加地区)	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成25年4月1日	利根加用水土地改良区 (群馬県邑楽郡千代田町)	受益地の水需要に連動した分水要請に対して適正な配水を行うために必要な各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、特に、過去からの権利調整等の豊富な経験により取水ピーク時や渇水時等における複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。(物品等の調達に関する約事務処理要領第4条第2項第1号)	-	8,610,000	-	-	受益地の水需要に連動した分水要請に対して適正な配水を行うために必要な各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、特に、過去からの権利調整等の豊富な経験により取水ピーク時や渇水時等における複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。	12	
邑楽用水路分水口管理業務(北川辺地区)	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成25年4月1日	埼玉県北川辺領土地改良区 (埼玉県加須市伊賀袋)	受益地の水需要に連動した分水要請に対して適正な配水を行うために必要な各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、特に、過去からの権利調整等の豊富な経験により取水ピーク時や渇水時等における複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。(物品等の調達に関する約事務処理要領第4条第2項第1号)	-	1,260,000	-	-	受益地の水需要に連動した分水要請に対して適正な配水を行うために必要な各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、特に、過去からの権利調整等の豊富な経験により取水ピーク時や渇水時等における複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者であるため。	12	
平成25年度揚水機場管理等業務	分任契約職 群馬用水管理所長 沓岐宏(群馬県前橋市古市町)	平成25年4月1日	群馬用水土地改良区 (群馬県前橋市古市町)	水利調整や苦情対応等を公平かつ円滑に対応できるため(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第1号)	-	27,951,000	-	-	水利調整や苦情対応等を公平かつ円滑に対応できるため。	12	
土地等賃貸借(栗野庁舎)	分任契約職 思川開発建設所長 桜井 力 (栃木県鹿沼市栗野)	平成25年4月1日	鹿沼市長 (栃木県鹿沼市)	本契約は事務所建物及び土地の賃貸借契約を締結するものである。本物件は鹿沼市が所有している旧栗野町役場の跡地であり、本契約者以外との契約は出来ない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第1号)	-	4,158,131	-	-	本契約は事務所建物及び土地の賃貸借契約を締結するものである。本物件は鹿沼市が所有している旧栗野町役場の跡地であり、本契約者以外との契約は出来ない。	5	

土地賃貸借(職員宿舍敷地)	分任契約職 思川開発建設所長 桜井 力 (栃木県鹿沼市口栗野)	平成25年4月1日	個人	本契約は職員宿舍借地契約の継続であり、本契約者以外との契約は出来ない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	7,165,980	-	-	本契約は職員宿舍借地契約の継続であり、本契約者以外との契約は出来ない。	5	
土地賃貸借(寮敷地)	分任契約職 思川開発建設所長 桜井 力 (栃木県鹿沼市口栗野)	平成25年4月1日	(有)井上商事 (栃木県宇都宮市)	本契約は職員寮借地契約の継続であり、本契約者以外との契約は出来ない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	7,805,364	-	-	本契約は職員寮借地契約の継続であり、本契約者以外との契約は出来ない。	5	
平成25年度霞ヶ浦資料館維持管理等契約	分任契約職 利根川下流総合管理所長 福井 正泰 (茨城県稲敷市上之島)	平成25年4月1日	行方市 (茨城県行方市)	平成8年12月19日付け「霞ヶ浦資料館の維持管理に関する協定書」に基づき、物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第6号(国、地方公共団体その他の公法人と契約を締結するとき。)により行方市と委託契約を締結。	-	23,110,000	-	-	平成8年12月19日付け「霞ヶ浦資料館の維持管理に関する協定書」に基づき、物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第6号(国、地方公共団体その他の公法人と契約を締結するとき。)により行方市と委託契約を締結。	4	
南椎尾調整池管理業務	分任契約職 霞ヶ浦用水管理所長 高野 寿雄(茨城県かすみがうら市牛渡)	平成25年4月1日	霞ヶ浦用水土地改良区 (茨城県下妻市)	南椎尾調整池の管理については、南椎尾調整池の管理に関する協定書第4条第3項に基づき、委託するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,621,186	-	-	南椎尾調整池の管理については、南椎尾調整池の管理に関する協定書第4条第3項に基づき、委託するものである。	12	
平成25年度木曾川水系ダム群の統合管理業務	独立行政法人水資源機構契約職 中部支社長 勝山達郎 (名古屋市中区三の丸一丁目2番1号)	平成25年4月1日	国土交通省中部地方整備局 (名古屋市中区三の丸二丁目5番1号)	国土交通省中部地方整備局との間で締結した「木曾川水系ダム群の統合管理に関する細目協定書」に基づき、国土交通省中部地方整備局に委託して施工するものである。(物品購入等の契約事務処理要領第4条第2項第一号及び第六号)	-	59,060,855	-	-	国土交通省中部地方整備局との間で締結した「木曾川水系ダム群の統合管理に関する細目協定書」に基づき、国土交通省中部地方整備局に委託して施工するものである。	1	
平成25年度庁舎敷地借地料 (2,345.25㎡)	独立行政法人水資源機構契約職 中部支社長 勝山達郎 (名古屋市中区三の丸一丁目2番1号)	平成25年4月1日	財務省東海財務局長 (名古屋市中区三の丸三丁目3番1号)	継続して契約する必要があるため(物品購入等の契約事務処理要領第4条第2項第一号及び第六号)	-	8,539,691	-	-	継続して契約する必要があるため。	5	
平成25年度庁舎敷地(駐車場)借地契約 (490.46㎡)	独立行政法人水資源機構契約職 中部支社長 勝山達郎 (名古屋市中区三の丸一丁目2番1号)	平成25年4月1日	財務省東海財務局長 (名古屋市中区三の丸三丁目3番1号)	継続して契約する必要があるため(物品購入等の契約事務処理要領第4条第2項第一号及び第六号)	-	2,321,867	-	-	継続して契約する必要があるため。	5	
入鹿連絡水路操作等業務	分任契約職 愛知用水総合管理所長 石村 忍 (愛知県愛知郡東郷町)	平成25年4月1日	入鹿用水土地改良区 (愛知県犬山市字篠平)	入鹿連絡水路は、入鹿用水土地改良区管理の入鹿支線水路施設の一部を共有していることから、当該土地改良区の操作室から遠方操作・遠方監視を行う必要がある。また、当該土地改良区は、各圃場の地域特性に応じた操作体制や密な連絡体制を構築して配水調整等を公平かつ円滑に行うことができ、支線水路の水源である入鹿池の水運用を適切かつ効率的に実施できる唯一の者があるため(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)。	-	6,037,500	-	-	入鹿連絡水路は、入鹿用水土地改良区管理の入鹿支線水路施設の一部を共有していることから、当該土地改良区の操作室から遠方操作・遠方監視を行う必要がある。また、当該土地改良区は、各圃場の地域特性に応じた操作体制や密な連絡体制を構築して配水調整等を公平かつ円滑に行うことができ、支線水路の水源である入鹿池の水運用を適切かつ効率的に実施できる唯一の者があるため。	12	

揚水機場管理等業務	分任契約職 愛知用水総合管理 所長 石村 忍 (愛知県愛知郡東郷町)	平成25年4月23日	愛知用水土地改良区 (愛知県大府市中央町)	安定した農業用水供給のためには、常に各圃場の生育状況などを把握し、日々の天候や降雨状況を考慮したうえで、幹線水路水位等を見ながら迅速かつ適正な揚水機場を運転操作等を行う必要がある。また、急な降雨や水質事故等による受益農家への連絡調整や農家間の水利調整、苦情対応等を公平かつ円滑に対応できる能力を有している唯一の者であるため(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第1号)。	-	4,431,000	-	-	安定した農業用水供給のためには、常に各圃場の生育状況などを把握し、日々の天候や降雨状況を考慮したうえで、幹線水路水位等を見ながら迅速かつ適正な揚水機場を運転操作等を行う必要がある。また、急な降雨や水質事故等による受益農家への連絡調整や農家間の水利調整、苦情対応等を公平かつ円滑に対応できる能力を有している唯一の者であるため。	12	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託契約	分任契約職 愛知用水総合管理 所長 石村 忍 (愛知県愛知郡東郷町)	平成25年6月13日	日本環境安全事業(株) 豊田 事業所 (愛知県豊田市細谷町)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分にあたり、廃棄物の処理は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、環境省が「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」を定めている。この基本計画には、国は日本環境安全事業株式会社を活用とした、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の拠点的な広域処理施設の整備を推進するとなっており、現在廃棄物処理を許可されている業者は日本環境安全事業株式会社1社のみであるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項一号)	-	16,949,440	-	-	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分にあたり、廃棄物の処理は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、環境省が「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」を定めている。この基本計画には、国は日本環境安全事業株式会社を活用とした、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の拠点的な広域処理施設の整備を推進するとなっており、現在廃棄物処理を許可されている業者は日本環境安全事業株式会社1社のみであるため。	1	
豊川用水総合事業部ガソリン購入等に係る単価契約	分任契約職 豊川用水総合事業 部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成25年4月1日	愛知商工(株) (愛知県豊橋市東新町)	本件は、一般競争入札の手続きにより、平成25年2月27日付で入札公告し、入札参加を募ったが、期限までに資料請求者・参加希望者ともになかったものである。公用車の燃料供給については、防災対応等の可能性を踏まえ、年度開始当初からの契約履行が必須であり、再公告等の時間的な余裕がなかったため、近隣の有資格者(全2社)に対し見積を依頼したところ、1社が辞退したため、昨年度の契約の相手方でもある当該業者と随意契約としたものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第14号)	-	2,064,159	-	-	本件は、一般競争入札の手続きにより、平成25年2月27日付で入札公告し、入札参加を募ったが、期限までに資料請求者・参加希望者ともになかったものである。公用車の燃料供給については、防災対応等の可能性を踏まえ、年度開始当初からの契約履行が必須であり、再公告等の時間的な余裕がなかったため、近隣の有資格者(全2社)に対し見積を依頼したところ、1社が辞退したため、昨年度の契約の相手方でもある当該業者と随意契約としたものである。	16	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合事業 部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成25年4月1日	(株)コーシン (愛知県豊橋市中橋良町)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,579,000	-	-	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合事業 部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成25年4月1日	(有)山喜 (愛知県豊橋市富本町)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,662,000	-	-	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合事業 部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成25年4月1日	中部ガス不動産(株) (愛知県豊橋市広小路)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,800,000	-	-	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	

宿舎借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成25年4月1日	積和不動産中部(株) (愛知県豊橋市神明町)	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,292,900	-	-	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舎借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成25年4月1日	個人	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,258,000	-	-	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舎借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成25年4月1日	個人	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,300,000	-	-	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舎借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成25年4月1日	個人	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	844,200	-	-	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舎借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成25年4月1日	大東建物管理(株) (東京都港区港南)	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,974,000	-	-	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舎借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成25年4月1日	個人	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	963,000	-	-	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舎借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成25年4月1日	個人	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	912,000	-	-	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舎借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成25年4月1日	(株)羽博園 (愛知県豊橋市東岩田)	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	900,000	-	-	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舎借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成25年4月1日	個人	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	900,000	-	-	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舎借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成25年4月1日	個人	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	817,800	-	-	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舎借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成25年4月1日	個人	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,516,150	-	-	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	

豊川用水二期事業豊橋支所現場事務所賃貸借	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成25年4月1日	(株)オービス名古屋営業所 (愛知県名古屋市中区志賀本通)	前年度実績により契約することが有利であり、また継続して契約する必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	1,348,200	—	—	前年度実績により契約することが有利であり、また継続して契約する必要があるため。	5	
宿舍用地借地	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成25年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	10,416,360	—	—	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
事務所用地借地	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成25年4月1日	個人	事務所用地の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	3,317,580	—	—	事務所用地の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
事務所用地借地	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成25年4月1日	個人	事務所用地の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	834,000	—	—	事務所用地の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍用地借地	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成25年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	835,704	—	—	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
平成25年度筏川西岸木曾岬用水路附帯揚水機場運転業務委託	分任契約職 木曾川用水総合管理所長 坂野 一平 (愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東)	平成25年4月1日	木曾岬町土地改良区 (三重県桑名郡木曾岬町)	木曾岬揚水機場施設の管理については、当該機場から下流の配水管理を実施している木曾岬町土地改良区と委託協定書を締結し、管理開始の昭和58年4月1日より同改良区に管理委託している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	8,872,500	—	—	木曾岬揚水機場施設の管理については、当該機場から下流の配水管理を実施している木曾岬町土地改良区と委託協定書を締結し、管理開始の昭和58年4月1日より同改良区に管理委託している。	12	
三重用水施設(用水路)管理等業務	分任契約職 三重用水管理所長 嶺木厚範 (三重県三重郡菟野町菟野)	平成25年4月1日	三重用水土地改良区 (三重県四日市市平尾町)	三重用水施設の用水路の管理のうち操作等を行う業務であり、管理委託している支線水路操作と一体的に管理を行うことが、水利的にも需要供給型となり、合理的で効率的であることから、受益地の需要計画、三重用水施設の位置関係や各施設の操作方法を熟知している本契約者と契約する必要がある。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	5,805,450	—	—	三重用水施設の用水路の管理のうち操作等を行う業務であり、管理委託している支線水路操作と一体的に管理を行うことが、水利的にも需要供給型となり、合理的で効率的であることから、受益地の需要計画、三重用水施設の位置関係や各施設の操作方法を熟知している本契約者と契約する必要がある。	12	
平成25年度淀川ダム統合管理業務	契約職 関西支社長 藤田 乾一 (大阪府大阪市中央区)	平成25年4月1日	国土交通省近畿地方整備局 (大阪府大阪市中央区)	平成11年3月31日付けで締結された淀川ダム群の統合管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	169,052,550	—	—	平成11年3月31日付けで締結された淀川ダム群の統合管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため。	1	
平成25年度淀川大堰等施設維持管理業務	契約職 関西支社長 藤田 乾一 (大阪府大阪市中央区)	平成25年4月1日	国土交通省近畿地方整備局 (大阪府大阪市中央区)	平成16年4月1日付けで締結された淀川大堰等の管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	64,108,800	—	—	平成16年4月1日付けで締結された淀川大堰等の管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため。	1	

平成25年度深山雨量レーダ管理業務	契約職 関西支社長 藤田 乾一 (大阪府大阪市中央区)	平成25年6月19日	国土交通省近畿地方整備局 (大阪府大阪市中央区)	昭和57年7月2日付けで締結された深山雨量レーダの管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	65,539,530	—	—	昭和57年7月2日付けで締結された深山雨量レーダの管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため。	1	
事務所借料、共益費及び駐車場借上料	契約職 関西支社長 藤田 乾一 (大阪府大阪市中央区)	平成25年4月1日	(株)セイワビジネス (大阪府大阪市中央区)	本契約は、淀川水系に係る機構業務に関する事務をつかさどる関西支社の事務所として、平成17年6月に賃貸借契約を締結し、現在まで継続しており、本契約者以外との契約はできない(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	35,180,232	—	—	本契約は、淀川水系に係る機構業務に関する事務をつかさどる関西支社の事務所として、平成17年6月に賃貸借契約を締結し、現在まで継続しており、本契約者以外との契約はできない。	5	
浄化槽汚泥搬出処理業務(単価契約)	分任契約職 木津川ダム総合管理所長 柴田 和昭 (三重県名張市下比奈知)	平成25年5月10日	名張環境事業協業組合	名張市における一般廃棄物(尿尿・汚泥)の収集運搬許可業者であり、名張市が指定する唯一の業者であるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	1,226,400	—	—	名張市における一般廃棄物(尿尿・汚泥)の収集運搬許可業者であり、名張市が指定する唯一の業者であるため。	1	
一庫ダム管理所施設管理補助業務	分任契約職 一庫ダム管理所長 小坪 洋巳 (兵庫県川西市一庫)	平成25年4月19日	(株)ユニテックス(大阪府大阪市北区)	同業務の契約解除により、夜間における保安、管理設備の状態把握が出来なくなるため、次への業務契約まで誰かが代わって行う必要があるが、正規の契約手続きでは業務履行開始が整うまで約4ヶ月を要し、その間の実施方法について経済性等を考慮した場合、業務を請負に付する適当と認められる。また、同業務は、確実な業務遂行のため、複雑な情報伝達を習熟するための教育・訓練が必要であるが、新たな受注者では前業務との引継ぎによる教育・訓練ができない。以上のようなことから、「緊急を要する手続きについて(平成23年1月27日付け22財第638号)」に基づき、平成24年度に同業務を受注して、保安・設備の状態に精通し、業務に習熟している(株)ユニテックスに依頼するものである。	—	3,465,000	—	—	同業務の契約解除により、夜間における保安、管理設備の状態把握が出来なくなるため、次への業務契約まで誰かが代わって行う必要があるが、正規の契約手続きでは業務履行開始が整うまで約4ヶ月を要し、その間の実施方法について経済性等を考慮した場合、業務を請負に付する適当と認められる。また、同業務は、確実な業務遂行のため、複雑な情報伝達を習熟するための教育・訓練が必要であるが、新たな受注者では前業務との引継ぎによる教育・訓練ができない。以上のようなことから、「緊急を要する手続きについて(平成23年1月27日付け22財第638号)」に基づき、平成24年度に同業務を受注して、保安・設備の状態に精通し、業務に習熟している(株)ユニテックスに依頼するものである。	13	
瀬田川洗堰の改築により生じた施設の管理業務	分任契約職 琵琶湖開発総合管理所長 青井 保男 (滋賀県大津市堅田)	平成25年4月1日	国土交通省近畿地方整備局 (大阪府大阪市中央区)	本業務は、瀬田川洗堰が琵琶湖水位が-1.0m以下になると、水理的に最も望ましい越流方式で放流することが出来なくなるため、琵琶湖開発後水位が低下したときにおいても所定の放流量が正確にコントロール出来るよう設置したバイパス水路を操作するものである。当該受託者は、瀬田川洗堰本堰を管理しており、瀬田川洗堰バイパス水路の操作はそれと一体的に管理運用する必要がある。以上から、当該受託者は本業務の目的を確実に履行できる唯一の組織である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	342,231,750	—	—	本業務は、瀬田川洗堰が琵琶湖水位が-1.0m以下になると、水理的に最も望ましい越流方式で放流することが出来なくなるため、琵琶湖開発後水位が低下したときにおいても所定の放流量が正確にコントロール出来るよう設置したバイパス水路を操作するものである。当該受託者は、瀬田川洗堰本堰を管理しており、瀬田川洗堰バイパス水路の操作はそれと一体的に管理運用する必要がある。以上から、当該受託者は本業務の目的を確実に履行できる唯一の組織である。	1	

施設管理支援業務	分任契約職 琵琶湖開発総合管理所長 青井 保男 (滋賀県大津市堅田)	平成25年4月8日	(株)丸起	当該業務の入札が不調となり、再公告・再入札を行う間に約3か月間の空白が生じてしまうため、昨年度と同業務を履行した左記業者であれば、人員の確保・教育、業務の確実な履行が可能であるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第5号)	—	3,150,000	—	—	当該業務の入札が不調となり、再公告・再入札を行う間に約3か月間の空白が生じてしまうため、昨年度と同業務を履行した左記業者であれば、人員の確保・教育、業務の確実な履行が可能であるため。	13	
平成25年度吉野川ダム統合管理業務	契約職 吉野川局長 片山 光也 (香川県高松市天神前)	平成25年4月1日	国土交通省四国地方整備局 (香川県高松市サンポート)	「吉野川水系ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、国土交通省四国地方整備局に委託して実施するものである。四国地方整備局は、吉野川水系における河川管理者であり、河川状況を総合的に判断し、ダム群の操作に係る指示を行うことのできる唯一の組織であることから、本業務を委託しているものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	222,991,000	—	—	「吉野川水系ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、国土交通省四国地方整備局に委託して実施するものである。四国地方整備局は、吉野川水系における河川管理者であり、河川状況を総合的に判断し、ダム群の操作に係る指示を行うことのできる唯一の組織であることから、本業務を委託しているものである。	1	
事務所外賃借料及び屋上使用料	契約職 吉野川局長 片山 光也 (香川県高松市天神前)	平成25年4月1日	日生開発(株) (香川県高松市朝日町)	事務所の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	23,290,782	—	—	事務所の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
職員宿舍借上料	契約職 吉野川局長 片山 光也 (香川県高松市天神前)	平成25年4月1日	岡本海運(有) (香川県小豆郡小豆島町)	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	1,908,000	—	—	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
職員宿舍借上料	契約職 吉野川局長 片山 光也 (香川県高松市天神前)	平成25年4月1日	個人	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	1,140,000	—	—	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
平成25年度レーダ雨量計設備等の整備・維持業務	分任契約職 池田総合管理所長 加納 茂紀 (徳島県三好市池田町)	平成25年4月1日	国土交通省四国地方整備局	当該業務は、平成2年3月30日付四国地方整備局長と吉野川開発局長が締結した細目協定に基づき、四国地方整備局局長に委託して実施するものである。四国地方整備局は、吉野川水系における河川管理者であり、その管理のために必要となるレーダ雨量計設備を総合的に管理されている組織であることから、本業務を委託しているものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	7,468,020	—	—	当該業務は、平成2年3月30日付四国地方整備局長と吉野川開発局長が締結した細目協定に基づき、四国地方整備局局長に委託して実施するものである。四国地方整備局は、吉野川水系における河川管理者であり、その管理のために必要となるレーダ雨量計設備を総合的に管理されている組織であることから、本業務を委託しているものである。	1	

大詫間幹線水路施設管理委託業務	契約職 筑後川局長 中西憲雄 (福岡県久留米市東町)	平成25年4月1日	佐賀東部土地改良区 (佐賀県神埼市千代田町)	当該土地改良区は、クリーク水路において蓄積された過去の水利慣行(用排水)の知見を有し、農業用水の配水にあたって、クリーク水路の複雑な配水調整を要する下流用水受益地内において、各ほ場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細やかな操作体制や緊密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、周辺地域との連携による一体的・総合的な用排水管理ができることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	3,797,850	—	—	当該土地改良区は、クリーク水路において蓄積された過去の水利慣行(用排水)の知見を有し、農業用水の配水にあたって、クリーク水路の複雑な配水調整を要する下流用水受益地内において、各ほ場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細やかな操作体制や緊密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、周辺地域との連携による一体的・総合的な用排水管理ができることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者である。	12	
平成25年度筑後川ダム統合管理業務	契約職 筑後川局長 中西憲雄 (福岡県久留米市東町)	平成25年4月1日	国土交通省九州地方整備局 (福岡県福岡市博多区)	「筑後川水系のダム及び堰の統合管理のための施設の新設に関する基本協定書」に基づき、国土交通省九州地方整備局と委託契約を行うものである。筑後川水系の統合管理が可能な唯一の組織である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	120,391,057	—	—	「筑後川水系のダム及び堰の統合管理のための施設の新設に関する基本協定書」に基づき、国土交通省九州地方整備局と委託契約を行うものである。筑後川水系の統合管理が可能な唯一の組織である。	1	
筑後導水路上流部施設管理等委託業務	契約職 筑後川局長 中西憲雄 (福岡県久留米市東町)	平成25年5月20日	筑後川土地改良区 (福岡県久留米市三潅町)	当該土地改良区は、①水路管理において豊富な知見や技術力を有している、②地区内農地の利用状況を詳細に把握しており、作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑にできる、③地球温暖化による稲の高温障害対策(遅植え)としての、代掻き・田植え期の用水集中化等に対する取水量調整を公平かつ効果的に配水調整ができることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	15,750,000	—	—	当該土地改良区は、①水路管理において豊富な知見や技術力を有している、②地区内農地の利用状況を詳細に把握しており、作付け状況に応じた配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑にできる、③地球温暖化による稲の高温障害対策(遅植え)としての、代掻き・田植え期の用水集中化等に対する取水量調整を公平かつ効果的に配水調整ができることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者である。	12	
宿舍借上料	契約職 筑後川局長 中西憲雄 (福岡県久留米市東町)	平成25年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	2,490,000	—	—	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	契約職 筑後川局長 中西憲雄 (福岡県久留米市東町)	平成25年4月1日	河津建設(株) (大分県日田市三芳小淵町)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	3,732,000	—	—	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	契約職 筑後川局長 中西憲雄 (福岡県久留米市東町)	平成25年4月1日	(有)スギ (大分県日田市隈)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	2,083,000	—	—	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	

事務所等借上料	契約職 筑後川局長 中西憲雄 (福岡県久留米市東町)	平成25年4月1日	日本生命保険(相) (大阪府大阪市中央区)	事務所用地の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	38,886,624	—	—	事務所用地の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
事務所清掃業務	契約職 筑後川局長 中西憲雄 (福岡県久留米市東町)	平成25年4月1日	星光ビル管理(株) 福岡営業所 (福岡県福岡市博多区)	当該事務所の賃貸借条件から、清掃業務についても建物の管理を委託されている当該法人を通して支払うこととなり、競争が存在しない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	3,129,768	—	—	当該事務所の賃貸借条件から、清掃業務についても建物の管理を委託されている当該法人を通して支払うこととなり、競争が存在しない。	5	
公用車賃貸借	契約職 筑後川局長 中西憲雄 (福岡県久留米市東町)	平成25年4月1日	日通商事(株) 福岡支店 (福岡県福岡市博多区)	職員等の移動等に利用するため、平成22年度より3年間リース契約を締結し前年度満了を迎えたが、車両の状態も良好であることから再リース契約を行った。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号及び第三号)	—	927,360	—	—	職員等の移動等に利用するため、平成22年度より3年間リース契約を締結し前年度満了を迎えたが、車両の状態も良好であることから再リース契約を行った。	5	
平成25年度小石原川ダム建設事業に伴う文化財調査(朝倉市域)	分任契約職 朝倉総合事業所長 松枝 修治 (福岡県朝倉市上秋月)	平成25年6月3日	朝倉市 (福岡県朝倉市菩提寺)	文化財調査の取り扱いについては、「史跡、名勝、天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護について」(昭和39年2月10日付け副総裁宛て文化財保護委員会事務局長通知)により、発掘調査等は、各教育委員会に委託して記録保存の措置をとるよう依頼がされている。 「小石原川ダム建設事業に伴う文化財調査(朝倉市域)に関する基本協定書」(平成21年4月24日付け締結)に基づく委託契約。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	2,300,000	—	—	文化財調査の取り扱いについては、「史跡、名勝、天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護について」(昭和39年2月10日付け副総裁宛て文化財保護委員会事務局長通知)により、発掘調査等は、各教育委員会に委託して記録保存の措置をとるよう依頼がされている。	4	
朝倉総合事業所倉庫賃貸借	分任契約職 朝倉総合事業所長 松枝 修治 (福岡県朝倉市上秋月)	平成25年4月1日	大和リース(株) 福岡支店 (福岡県福岡市中央区渡辺通)	既存物件(倉庫)を再利用した方が、新たに賃貸物件を調達をするよりも著しく経済的に優位であるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第三号)	—	5,707,800	—	—	既存物件(倉庫)を再利用した方が、新たに賃貸物件を調達をするよりも著しく経済的に優位であるため。	5	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
競争性のない随意契約によらざるを得ない場合	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12